

柏 原 市 農 業 委 員 会

令 和 7 年 9 月 定 例 農 業 委 員 会 議 事 録

令和7年9月11日

柏 原 市 農 業 委 員 会

日 時 令和7年9月11日(木) 午後1時30分～

場 所 柏原市役所 4階 大会議室

出席者・欠席者の状況

出席者 16名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員4名)

【農業委員】

(出席○・欠席ー)

|    |       |   |     |       |   |
|----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 田中 数雄 | ○ | 8番  | 益池 智子 | ○ |
| 2番 | 田中 幸一 | ー | 9番  | 金田 順一 | ○ |
| 3番 | 川口 智司 | ○ | 10番 | 東部 孝久 | ○ |
| 4番 | 山下 隆紀 | ○ | 11番 | 森口 忍  | ○ |
| 5番 | 田中 圭作 | ○ | 12番 | 間下 全朗 | ○ |
| 6番 | 奥野 富康 | ○ | 13番 | 新屋 広子 | ー |
| 7番 | 横尾 政広 | ○ | 14番 | 乾 一   | ○ |

【農地利用最適化推進委員】

|     |       |   |     |       |   |
|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 15番 | 巳波 生治 | ○ | 17番 | 青山 浩二 | ○ |
| 16番 | 森田 義彦 | ○ | 18番 | 森岡 稔  | ○ |

事務局出席職

局 長 北井 潤一  
参 事 堅木 康弘  
松浦 有希子

配布物

- ・令和7年度農業者年金加入推進特別研修会の開催について
- ・柏原市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)
- ・農業時報

## 議 事 日 程

### (報告事案)

農地法第4条第1項第7号の規定による届出報告 1件

法務局からの地目変更登記に係る照会による非農地判断 1件

### (議決議案)

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する  
意見決定について 1件

### (その他)

#### 事務局からの連絡事項

- ・ 農地パトロールについて
- ・ 令和7年度農業者年金加入推進特別研修会の開催について
- ・ 農業時報

局 長 あいさつ

会 長 あいさつ

(柏原市農業委員会会議規則第5条第1項の規定により会長が議長の席につく)

議 長 現在、過半数の委員さんが出席されていますので、柏原市農業委員会  
会議規則第8条の規定により、9月定例農業委員会が成立しているも  
のと認め、ただいまより会議を開催します。  
初めに、本日の議事録署名者を選出したいと思いますが、署名者につ  
きましては、私の方より指名させていただいてよろしいですか、お諮  
りします。

(異議等無し)

議 長 ただいま、異議無しの声がありましたので、本日の議事録署名者を  
金田委員 と 東部委員にお願いします。  
委員の異議はございませんでしょうか。

(異議等無し)

議 長 異議がないようですので、議案書のとおり議事を進行することといた  
します。  
それでは、報告案件「農地法第4条第1項第7号の規定による届出報  
告」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。なお、本件につきましては、法  
令で定めるところ、すでに専決規程により処理済みでございます。  
議案書の2ページをご覧ください。地図と写真は1をご覧ください。  
受付番号1（届出人の氏名等を説明）。  
場所は、柏原警察署の東側約120メートル、古町1丁目に位置して  
おります。届出地は、以前より道路として利用していたことに対する  
始末書が添付されており、公衆用道路を転用目的としています。事務  
局からの説明は以上です。

議 長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございま  
せんか。

(意見等無し)

議 長 他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

(意見等無し)

議 長 続きますして、受付番号2 「法務局からの地目変更登記に係る照会による非農地判断」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。なお、本件につきましては、すでに法務局へ回答済みでございます。議案書の3ページをご覧ください。地図と写真は2をご覧ください。

受付番号2 (所有者等を説明)。

場所は、柏原市役所堅上出張所 北約30mの大字雁多尾畑に位置しております。7月28日に法務局から地目変更登記に係る照会がありましたため、8月8日に川口会長、巳波委員および横尾委員立ち合いのもと現地調査いたしました。昭和38年に住宅が建てられており、原状回復が難しいとのことで、非農地判断といたしました。法務局へは8月14日に回答済みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいまの説明につきまして、何かご意見等ございませんか。

巳波委員 所有者は亡くなっておられるのでしょうか。

事 務 局 そうですね。相続後の手続きの関係で、登記が農地のままでは売買できないことから登記の変更が必要であるため法務局へ登記の申請をされ、法務局より農業委員会に照会があったということかと思えます。

議 長 他に質問がないようですので、続きますして、議決議案 議決第1号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定」について事務局よりお願い致します。

事 務 局 はい。本件は、大阪府知事許可案件となりますので、簡単にスケジュールを申し上げます。

農業会議の事前意見交換会が9月9日にありましたので、意見聴取して参りました。本日許可相当の議決をいただきましたら、9月19日の常設審議委員会において意見聴取をいたします。その後、府知事に送付し、許可決定を諮る流れとなります。

では、具体的に案件の説明をさせていただきます。議案書の4ページをご覧ください。地図と写真は3をご覧ください。受付番号3（届出人の氏名等を説明）。

場所は、柏羽藤クリーンセンターの南側約300メートル、円明町に位置しております。農地区分については、相当数の街区を形成している区域のため、第2種農地と判断いたしました。転用目的は露天駐車場です。2種農地となりますので、代替性の検討が必要となります。土地の代替性につきましては、「代替性検討表位置図」に示しております、4箇所を検討し、申請地が〇〇に隣接し、〇〇から要望を受けている駐車台数26台を確保でき、利便性がいいため選定されております。

事務局からの説明は以上です。本申請について、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございませんか。

(地元委員意見等無し)

議 長 他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

(委員全員意見等無し)

間下委員 調整区域は基本的には転用できないとなっておりますが、調整区域で転用が可能である条件の説明をお願いします。

事務局 調整区域は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の区分に分かれます。第3種農地は市街地化への見込みが著しい区域にある農地で、原則転用許可されると考えられます。第2種農地は、近い未来に市街化が見込まれる農地で、代替地を提示のうえ代替性がないと認められた場合のみ許可できるとされています。今回の届出地は第2種農地となります。第1種農地は、10ヘクタール以上に広がる集団的な農地で、原則許可できないと考えられています。

間下委員 具体的に言うと、西名阪道路の南側の市街化調整区域は、可能性として許可は下りるのでしょうか。

事務局 第1種農地は、10ヘクタール以上の集団的な農地となり、柏原市では奥山地区や堅上地区などの市街地から離れている農地になり基本的に転用は認められません。今回申請があった円明地区につきましては、市街地と隣接するような場所であることから第2種農地と考えられ、周辺農地への影響、転用目的等について大阪府と協議し、代替性がないと認められれば転用許可となります。

議長 そのほか、質問等がないようですので、議案第1号について決議を取ります。この申請について、許可相当としてよろしいですか、お諮り申し上げます。

(異議無しとの声が上がる)

議長 異議がないようですので、許可相当とし、農業会議の意見聴取を経て、大阪府知事へ送付することといたします。  
続きまして、「その他案件」につきまして事務局よりお願い致します。

事務局 今年度の農地パトロールについてご連絡です。昨年と同様、11月から12月に実施予定です。来月の農業委員会でスケジュール案をお知らせいたしますので、ご協力よろしくお願ひいたします。また、机の上に置いてありますが、「農地パトロール実施要領(案)」を作成いたしました。実施時期や実施の対象・内容について、調査結果の整理等について記載されております。内容について、ご意見・ご質問等ございましたらお願ひいたします。事務局からの説明は以上です。

議長 ただいまの説明につきまして、何かご意見等はございませんか。

間下委員 小作人の農地の草が繁茂していて、隣の農地所有者が困っていることがあるので、農地パトロールに新たにルールを追加してはどうでしょうか。3年同じ状況であれば、農業委員会から小作の解除の申し出をするなどできないでしょうか。自分で作れない場合は、地主に返してもらいなど対応していかなければならないと思います。小作人と農業委員の代表が立ち会うなども必要ではないのでしょうか。

事務局 小作権の解除については、大阪府知事の許可を受けるか、小作人と地権者双方による合意の上解約をするかの2つとなりますので、農業委員会から小作権の解除を言い渡すことはできません。

これまでは、文書の送付をしていただけとなりますが、毎年荒れている農地について、農業委員と一緒に小作人を訪問し、管理するように依頼するのは可能かと思えます。間下委員がおっしゃっているように、何年か指導が続くようであれば小作人を訪問するという形でよろしいでしょうか。

議 長 ほかの委員さんご意見はいかかでしょうか。

森田委員 一件相談がありまして、生産緑地で、隣の農地は草が繁茂しているのに、耕作している自分の農地と同じように生産緑地として認められるのか。もし認められるのであれば、自分も耕作しないという相談がありました。耕作しないのであれば、単なる税金対策になってしまうのではないのでしょうか。

事務局 草刈りをしていて、作付けができる状況であれば、生産緑地として認めています。管理されていない農地については、指導対象となってきます。生産緑地にかかる指導については、どの程度管理されていない状態であれば指導を行なうのかなど、細かな取り決め等はございませんが、苦情が出たときには、草刈り等の管理をしてくださいという依頼を行なっています。これまで農地パトロールでは、小作人に直接指導を行なうということはありませんでしたが、今後は、ご提案いただいた通り、農地の管理がされていないと相談があった小作人については、直接訪問することも考えられると思えます。

奥野委員 認定されている生産緑地について、農業に従事していなくても取消されないのでしょうか。

事務局 柏原市では取消の事例はありません。生産緑地を解除するには、市に買取の申出が必要です。市の買取がない場合、農林漁業希望者への斡旋をおこない、申出から3か月間、買取が成立しなければ、制限が解除となります。買取申出をするには、解除要件を満たしている必要があります。

奥野委員 固定資産税の方はどうなりますか。

事務局 固定資産税の方は、雑種地になる場合もあります。

奥野委員 そうなれば、小作権は消失するということですね。

事務局 消失はしないです。耕作されていない現状があるということで、大阪府知事へ所有者より解約の許可申請をし、認められれば解約となります。それ以外には、小作人と所有者の合意解約もあります。

森田委員 罰則はありますか。

事務局 罰則はありません。

議長 他に何かありませんか。

事務局 今回の農地パトロールについては、農業委員と一緒に特に小作人の訪問にも取り組んでいくという方向でよろしいでしょうか。

(異議無しとの声上がる)

議長 他に何かありませんか。

森田委員 高齢者の場合、草刈りの代行業者とかはありますか。

事務局 民間事業者の紹介は特にしておりません。

議長 ほかに質問等がないようですので、案のとおり決定いたします。引き続き事務局より連絡事項等お願いいたします。

事務局 先ほどもお話がありましたが、先月、間下委員よりご質問のありました、生産緑地の解除する判断基準について、都市政策課に確認いたしましたので、回答させていただきます。柏原市では、荒れている等で生産緑地を解除した事例はなく、判断の基準はありません。休耕地でも草刈等で維持管理されており、いつでも耕作できる状態であれば生産緑地として認めております。耕作できないくらい荒れている場合は指導を行っておりますとのことです。

引き続き事務局より連絡いたします。

令和7年度農業者年金加入推進特別研修会の開催について、農業会議より案内がありましたので、お知らせいたします。9月30日の13

時30分から開催されます。出席を希望される方は、委員会終了後に事務局までお声がけください。

また、議案書とともに送付いたしました、10月24日に開催されます、農業委員会大会について、出席確認書を机の上に置いてお帰りください。議決議案で配布しました、「代替性検討表位置図」についても、持ち帰らず、机の上に置いてお帰りください。

最後に、農業時報をテーブルに置いておりますのでお持ち帰りいただき、活動報告につきましては、テーブルにおいてお帰り下さい。

事務局からは以上です。

議 長 これでは本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なる審議をいただき有り難うございました。

議 長 それでは、閉会にあたりまして一言、田中数雄会長代理よりお願いします。

田中数雄 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

会長代理 次回の農業委員会は、令和7年10月9日（木）午後1時30分から市役所4階大会議室にて開催させていただく予定となっております。これをもちまして、9月定例農業委員会を終了致します。ありがとうございました。

閉 会 午 後 2 時 0 2 分

本会議顛末を記載し相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 川口 智司

議事録署名者 金田 順一

議事録署名者 東部 孝久